

# 福祉パルなかはらのロッカー及び棚使用に関する要領

- 1 目的      この要領は福祉パルなかはら内、ボランティアコーナーのロッカー（以下「ロッカー」）及び研修室の棚（以下「棚」）を有効に使うためグループ間の調整をする事項を定めるものとする。
- 2 性格      このロッカー及び棚は、川崎市中原区社会福祉協議会（以下「本会」）が、福祉パルなかはらを拠点に活動するボランティアグループ、当事者グループに対し、定められた期間のみ貸し出しをするものである。  
このロッカー及び棚には、原則として通常のグループ活動に必要で、毎回の活動ごとに運び込むことが困難な資材を保管できるものとする。
- 3 管理      このロッカー及び棚の管理は本会が行う。ただし、保管資材についての盗難、紛失、破損、汚損については、本会は責任を負いかねるため、各グループおよび個人の責任において対応することとする。
- 4 登録制      このロッカー及び棚の使用を希望するグループは、本会に（「様式-1」により）登録する。
- 5 利用許可      本会会長は登録申込に基づき調整を行い、申込多数の場合は抽選により使用団体を決定する。  
本会会長は申込のあったグループに対して使用の可否を知らせ、この許可を受けたグループのみが利用できる。
- 6 更新      利用期限は4月1日から2年後の3月31日までとする。募集時期にはホームページ及び事務所内掲示をもって周知する。希望グループはそれにしたがって更新手続きを行い、期限までに申込がなかった場合は、更新意思がないものとして対応する。なお、スペースに余裕があれば、随時受付をする。
- 7 費用      無料
- 8 スペース      各団体とも活動内容、使用資材の違いや歴史的な経過もあり、スペースを均等に割り当てることは困難であるため、スペースの区割りについては登録申込に基づき本会が調整し、割り当てるものとする。
- 9 利用心得      各グループは、使用する棚の整理、整頓、危険防止、衛生に充分配慮すること。また、できるだけ多くのグループが使えるように、置く分量を次の点に留意して必要最小限にとどめること。

- (1) 使用頻度の低いものの保管は避ける。
  - (2) 他の保管手段が取れるものはそれを優先する。
- 10 名称明記      グループの所持品が明らかになるよう、グループ名を明記すること。
- 11 協 議      本会は必要に応じて、使用するグループの責任者を招集して協議を行う。
- 12 その他      (1) 保管するのにふさわしくないと区社協が判断するものは撤去していただくこともある。
- (2) ロッカー及び棚を使用しなくなったときは、すみやかに本会に申し出ること。

川崎市中原区社会福祉協議会

- 附記    (1) この要領は平成20年4月1日より実施
- (2) この改正要領は令和2年4月1日より実施